

災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する歯科医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科衛生士又は歯科技工士等
- (3) 連絡要員

（歯科医療救護活動）

第3条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成、派遣し、歯科医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により歯科医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検査に際しての法歯学上の協力
- (5) その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療費は無料とする。

2 後方支援施設における医療費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、郡市歯科医師会に対し、歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月7日から平成25年2月6日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らか申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

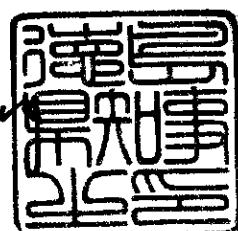
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月7日

甲 徳島県

徳島県知事

徳島県知事



乙 徳島県徳島市北田宮1丁目8番65号

社団法人 徳島県歯科医師会

会長

和母明人

